

## 青少年の健全な育成に関する条例に基づく推奨、指定、命令の認定基準

青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号）による推奨、指定、命令の認定基準は次のとおりとする。

### 1 興行、図書等の推奨基準

- (1) 人間的な愛情を豊かに育てるもの
- (2) 広い知識と高い教養を深めるもの
- (3) 美に対する感覚を洗練し、情操を高めるもの
- (4) 思考力、判断力、観察力を養うもの
- (5) 明朗にして健全な娯楽作品で優れているもの
- (6) 前各号のほか心身の健全な育成に役立つもの

### 2 興行、図書等の有害指定及び有害広告物の措置命令基準

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激するもの
  - ア 肉体の全部又は一部を劣情的に表現し、卑わいな感じを与えるもの
  - イ 性的行為を露骨に表現し、又は容易に連想させ、卑わいな感じを与えるもの
  - ウ 刺激的な裸体により、又はわいせつな動作により身体の全部又は一部若しくは局部が露出するもの
  - エ 変態的な性欲を演出、描写、表現しているもの
  - オ 性衛生及び性医学を人道的又は科学的観点を超え、必要以上不自然に素材として描写しているもの
  - カ 結婚及び家庭の生活を乱すような背徳的な男女関係に主体を置き、不純な性行為を演出、描写、表現しているもの
  - キ 性的関係に至るまでの方法、過程、所作、感情等をわい雑に演出、描写、表現しているもの
- (2) 著しく粗暴性又は残虐性を植え付けるもの
  - ア 戦争又は暴力団など暴力を指向、容認する団体を賛美するもの
  - イ 社会道徳や法律に反する暴力を容認し、かつ賛美するような表現をしているもの
  - ウ 殺人、強盗、強姦、放火、暴行、傷害、脅迫、恐喝等を肯定し、又は英雄視させるような表現をしているもの
  - エ 殺人、強盗、強姦、放火、暴行、傷害、脅迫、恐喝、処刑等の場面、肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現しているもの
  - オ 死刑、拷問、虐待等を刺激的かつ陰惨に表現しているもの
  - カ ア～オまでに掲げるものの他、青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長するおそれのある表現を用いたもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発するもの
  - ア 犯罪又は自殺を讃美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしているもの
  - イ 犯罪又は自殺の手段方法を、模倣可能なように詳細かつ具体的に表現しているもの

### 3 がん具類等の有害指定基準

#### (1) 人の生命又は身体に危害を及ぼすもの

ア 一般家庭用、学習用及び業務用に使用する以外の刃物類で、刃渡り又は鋭利性において容易に人を殺傷し得る機能を有するもの

イ バネの弾力等を利用して45度以上に自動的に開刃する装置を有するもの

ウ チェーン、吹き矢等で、人を殺傷し又は危害を与えるおそれがあるもの

エ 鉄砲、刀剣、槍、手錠等をかたどったもので、人体に危害を及ぼすおそれがあるもの

オ 飛び道具又は投げることを目的としたもので、人体に危害を及ぼすおそれがあるもの

カ がん具用煙火で、その構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれがあるもの

キ その他のがん具類等で、構造、機能の改造によっては人体に危害を及ぼすおそれがあるもの

#### (2) 著しく青少年の性的感情を刺激するもの

ア がん具類等の形態、機能又は構造が性器並びに性行為を連想させ、又は性行為の用具になると認められるもの

イ 専ら性的感情を刺激することを主目的にした下着類

ウ その他性的感情を著しく刺激するがん具類

### 4 この基準は、平成23年2月1日から施行する。